

令和7年度 尼崎市文化功劳賞 推薦要領

締切日 令和7年7月11日（金）

【推薦方法】

1. 推 薦 書 「尼崎市文化功劳賞候補者推薦書」による
2. 募 集 期 間 令和7年6月11日（水）～7月11日（金）＜必着＞
3. 提 出 先 尼崎市昭和通2丁目7-16（〒660-0881）
（公財）尼崎市文化振興財団 美術課美術担当
T E L : 06-6487-0806
F A X : 06-6482-3503
Eメール : bunka@archaic.or.jp

「尼崎市文化功労賞」表彰要綱

1. 目 的

この表彰は、尼崎市において、文化活動に永年従事し、特に功労があった者を讃えることによって、市民文化の向上発展を図ることを目的とする。

2. 名 称

尼崎市文化功労賞（以下「功労賞」という。）と称する。

3. 表彰基準

尼崎市において、各種文化活動に永年従事し、市民文化の向上に貢献したと認められる者のうちで、次の要件を満たすもの。

- （1）文化活動に指導的立場として30年以上従事している者。
- （2）尼崎市内に居住している者又は尼崎市内の会社、事業所等に勤務している者。

活動分野

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他

4. 選考方法

- （1）公募（他薦に限る。）を原則とし、表彰基準に該当する者を推薦しようとする者は、別に定める「尼崎市文化功労賞候補者推薦書」にて申し出る。
- （2）表彰を受ける者は、前項の候補者の中から選定する。
- （3）市長は前項の選定にあたって、公正かつ適切に行うため、功労賞選考会の意見を聞いて決定する。
- （4）功労賞選考会は、公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）により文化芸術に精通した5人以内の委員で組織されるものとする。
- （5）委員の任期は2年とする。ただし再任することを妨げない。再任による任期は最長で5期10年までとする。

5. 表 彰

- （1）この表彰は、市及び財団が協働で年1回行う。
- （2）被表彰者に、表彰状及び記念品を贈る。
- （3）被表彰者は、3人以内とする。

6. 文化功労特別賞

市長は文化に関し全国的に水準の高い賞を受賞した者等で、市民文化の向上に多大な貢献をした者に対し、表彰基準の(1)の要件にかかわらず文化功労特別賞を贈ることができる。

文化功労特別賞の被表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。

7. そ の 他

この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和46年9月7日から施行する。

令和5年5月30日 最終改正